

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、高松市西植田土地改良区の土地改良事業（単独県費補助土地改良事業 大石黒岩地区）の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を高松市産業経済部土地改良課において平成23年1月18日から同年2月7日まで縦覧に供する。

平成23年1月11日

香川県知事 浜 田 恵 造